あきた SDGs アワード 2025 実施要項

1 目的

県内企業等**による SDGs 達成に向けた取組の普及及び質の向上を促進するため、 SDGs 達成に資する優れた取組を行う県内企業等を表彰する。

※県内企業等:秋田県内に本社又は支社等を有し、県内において事業活動を行う企業、学校等の教育機関、研究機関、特定非営利活動法人、地方公共団体その他の団体及び個人事業主

2 募集の対象

SDGs 達成に資する優れた取組を行っている県内企業等とする。

3 応募要件

- (1) 秋田県 SDGs パートナーであること又は秋田県 SDGs パートナー登録の申請をしていること。
- (2) 応募しようとする取組を令和7年度に県内で実施していること。 ※令和7年度以前から実施し、かつ令和7年度も実施している取組も可
- (3) 応募できる取組の数は1者につき1件までとすること。
- (4) 「ジャパン SDGs アワード」等、過去に SDGs 表彰制度で受賞していない取組であること(応募済み又は応募予定を含む)。

4 応募

(1) 応募期間

令和7年9月16日(火)~11月26日(水)23:59 ※郵送の場合は、令和7年11月26日(水)必着

(2) 応募方法

所定の応募用紙に記入し、電子メール又は郵送により提出すること。 ※応募用紙は秋田県公式ウェブサイト (美の国あきたネット) からダウンロード可能 https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/91499

(3) 提出先

あきた SDGs アワード 2025 事務局

〒010-0965 秋田県秋田市八橋新川向 2-19 ㈱サキガケアドバ内 メールアドレス:akitasdgsaward@akitapref.jp

5 審査・選定方法

- 一次審査及び二次審査により、受賞者として5者程度を決定する。
 - 一次審査:県あきた未来創造部による審査(11月頃予定)

・ 二次審査:有識者等で構成する選定委員会による審査(12月頃予定)

6 審査基準

別紙参照

7 選定結果通知

令和7年12月頃(予定)に、受賞者を秋田県公式ウェブサイトへ掲載することをもって、全応募者への結果の通知とする(受賞者には、別途連絡を行う。)。なお、選定結果等に対する異議申立てについては受け付けない。

8 表彰方法

令和8年2月3日(火)に表彰式を開催し、表彰状及び記念品を授与する。

9 その他

- (1) 受賞した県内企業等や取組に関して、秋田県公式ウェブサイトやリーフレット、報道等において掲載、放映することがある。
- (2) 応募要件や法令に違反する事実等が確認された場合は、表彰の対象としないこととする。
- (3) 一次審査通過者には、二次審査の選定委員会より審査コメントをフィードバックする。

10 問い合わせ先

あきた SDGs アワード 2025 事務局 担当:本間・相田

〒010-0965 秋田県秋田市八橋新川向 2-19 (株)サキガケアドバ内

電話:018-888-3311

メールアドレス: akitasdgsaward@akitapref.jp

「あきた SDGs アワード 2025」審査基準

応募書類の記載内容を踏まえ、次の各項目について4段階の基準で評価を行い、総合的に 審査する。

(1)評価項目

普遍性	・社会において幅広くロールモデルになり得る取組であるか ・継続、発展が見込まれる取組であるか
包摂性	・「誰一人取り残さない」の理念に則った取組であるか ・多様性やジェンダー平等の視点を含んでいるなど、様々な立場の 人々に配慮した取組であるか
参画型	・自らが当事者となって主体的に参加している取組であるか ・様々なステークホルダーを巻き込んだ取組であるか
統合性	・経済・社会・環境の分野における課題を統合的に解決する視点が 含まれた取組であるか ・SDGs の複数のゴール達成に資する取組であるか
透明性と 説明責任	・自らの取組を公表しているか ・自らの取組を定期的に評価しているか ・公表した評価の結果を踏まえ、自らの取組を修正しているか
あきた SDGs みらい加点	・取組に独自性があるか ・未来の明るい秋田に貢献する優れた取組であるか

(2) 評価基準

A	極めて優れた取組である
В	特に優れた取組である
С	優れた取組である
D	普通の取組である